

令和6年3月

宇土市議会定例会議案（その1）

令和6年2月28日招集

令和6年3月市議会定例会議案（その1）目次

番 号	議 案 名	ページ
議案第3号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	1
議案第4号	宇土市部設置条例の一部を改正する条例について	3
議案第5号	宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	4
議案第6号	宇土市防災会議条例の一部を改正する条例について	5
議案第7号	宇土市税条例の一部を改正する条例について	6
議案第8号	宇土市介護保険条例の一部を改正する条例について	7
議案第9号	宇土市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について	9
議案第10号	宇土市養護老人ホーム芝光苑解体基金条例について	25
議案第11号	宇土市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	26
議案第12号	宇土市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について	27
議案第13号	宇土市漁港管理条例の一部を改正する条例について	28
議案第14号	宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について	29

議案第15号	宇土市営住宅条例及び宇土市営単独住宅条例の一部を改正する条例について	31
議案第16号	宇土市下水道条例等の一部を改正する条例について	32
議案第17号	宇土市水道事業給水条例及び宇土市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	34
議案第18号	宇土市上下水道事業運営審議会条例について	35
議案第19号	宇土市民グラウンドの設置等に関する条例等の一部を改正する条例について	37
議案第20号	宇土市道路線の廃止について	41 別冊
議案第21号	宇土市道路線の認定について	42 別冊
議案第22号	令和5年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について	43 別冊
議案第23号	令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	〃
議案第24号	令和5年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第4号）について	44 別冊
議案第25号	令和5年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について	〃
議案第26号	令和5年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	45 別冊
議案第27号	令和5年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第1号）について	〃

議案第28号	令和5年度宇土市水道事業会計補正予算（第3号）について	46 別冊
議案第29号	令和5年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について	〃
議案第30号	令和6年度宇土市一般会計予算について	47 別冊
議案第31号	令和6年度宇土市国民健康保険特別会計予算について	〃
議案第32号	令和6年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について	48 別冊
議案第33号	令和6年度宇土市介護保険特別会計予算について	〃
議案第34号	令和6年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について	49 別冊
議案第35号	令和6年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について	〃
議案第36号	令和6年度宇土市水道事業会計予算について	50 別冊
議案第37号	令和6年度宇土市下水道事業会計予算について	〃
報告第1号	令和4年度宇土市財政の健全化判断比率（確定値）について	51 別冊

議案第 3 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 宇土市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 第 2 項中「（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第 6 条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

(宇土市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 宇土市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「期末手当及び」を「期末手当、勤勉手当及び」に、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 1 3 条の 2 任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員について勤勉手当を支給する。

2 前項の勤勉手当の額及び支給方法は、規則で定めるところにより決定する。

3 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、第 1 項において規定する勤勉手当の支給について準用する。

第 2 3 条第 1 項中「この条」の次に「及び次条第 1 項」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 2 3 条の 2 任期が 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員について勤勉手当を支給する。

2 前項の勤勉手当の額及び支給方法等は、規則で定めるところにより決定する。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項において規定する勤勉手当の支給について準用する。

(宇土市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 宇土市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(宇土市監査委員条例の一部改正)

第4条 宇土市監査委員条例（昭和39年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 4 号

宇土市部設置条例の一部を改正する条例について

宇土市部設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市部設置条例の一部を改正する条例
宇土市部設置条例（昭和 5 3 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 4 号オを削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

市組織の見直しに伴い、条例を改正する。
これが、この議案を提出する理由である。

議案第 5 号

宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
について

宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 2 7 年条例第 3 3 号)
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」
に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」
に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人
情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年
法律第 2 7 号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 6 号

宇土市防災会議条例の一部を改正する条例について

宇土市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市防災会議条例の一部を改正する条例

宇土市防災会議条例（昭和 3 8 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項に次の 1 号を加える。

(12) 前各号に掲げる者のほか、防災行政を推進する上で、市長が特に必要と認める者
第 3 条第 6 項中「3 0 人」を「4 0 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

防災会議の委員の定数を拡大し、男女共同参画の視点に立った災害対策等の推進を図るため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第7号

宇土市税条例の一部を改正する条例について

宇土市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市税条例の一部を改正する条例

宇土市税条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第60条の次に次の1条を加える。

（固定資産税の課税免除）

第60条の2 次に掲げる固定資産に対しては、固定資産税を免除する。ただし、当該固定資産を有料で貸し付けている場合は、この限りでない。

- (1) 一定の地域において、専ら当該地域の住民の行事、集会等の公共の用に供する建物及び土地
- (2) 消防団の用に供する固定資産及び消防法（昭和23年法律第186号）第21条第1項の規定により指定された消防水利の用に供する固定資産
- (3) 前2号に掲げるもののほか、これらに類するもので市長が特に必要があると認める固定資産

2 固定資産税の課税免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 土地にあっては、その所在、地番、地目及び地積
- (3) 家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (4) 課税免除を受けようとする事由

3 第1項の規定により固定資産税の課税免除を受けた者は、その事由が消滅した場合は、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の宇土市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、固定資産税の課税免除の規定を設けるため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第8号

宇土市介護保険条例の一部を改正する条例について

宇土市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市介護保険条例の一部を改正する条例

宇土市介護保険条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「36,360円」を「31,940円」に改め、同項第2号中「54,540円」を「48,080円」に改め、同項第3号中「54,540円」を「48,430円」に改め、同項第4号中「65,440円」を「63,180円」に改め、同項第5号中「72,720円」を「70,200円」に改め、同項第6号中「87,260円」を「84,240円」に改め、同項第7号中「94,530円」を「91,260円」に改め、同項第8号中「109,080円」を「105,300円」に改め、同項第9号中「123,620円」を「119,340円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 133,380円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 147,420円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 161,460円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 168,480円

第2条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,810円」を「20,000円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,810円」を「20,000円」に、「36,360円」を「34,040円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,810円」を「20,000円」に、「50,900円」を「48,080円」に改める。

第4条第3項中「又は第8号口」を「、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口」に、「令第38条第1項第1号から第8号まで」を「同項第1号から第12号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇土市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和5年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

提案理由

第9期介護保険事業計画期間（令和6年度から令和8年度まで）の新たな介護保険料を定めるため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第9号

宇土市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例について

宇土市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例

(宇土市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部改正)

第1条 宇土市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例(平成25年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同項中第11号を
削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪
問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施
設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を
加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他
の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘
束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行って
はならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身
の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」とい
う。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を
「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブ
サイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第
26条第11項」を「第26条第10項」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の
規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の
規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の
規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の22後段中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の26ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の32中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の39第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の39第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「若しくは指定介護療養型医療施設」を「若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・

随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第112条」の次に「、第192条第3項」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

- (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

- (1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出し中「協力病院等」を「協力医療機関等」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

第172条第1項に次の3号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第59条の17第1項から第4項まで」の次に、「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

（宇土市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 宇土市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を削る。

第45条ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。))が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。))又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。))」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。))」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合にお

いては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

(宇土市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 宇土市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第4条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第5条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加える。

第11条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「次章の規定」の次に「（第31条第29号の規定を除く。）」を加える。

第22条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第29条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第31条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第31条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第31条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第31条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- a 利用者の心身の状況が安定していること。
- b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第31条第1項第28号の次に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(宇土市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 宇土市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第30号において同じ。）を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、第4条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号中「その管理する指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内にある」を削る。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第

6 項中「第 4 項第 1 号」を「第 5 項第 1 号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 7 項」を「第 8 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第 15 条第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(2)の 2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の 3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 15 条第 14 号中「主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師」を「主治の医師等又は薬剤師」に改め、同条第 15 号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも 2 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第 15 条第 30 号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第 24 条第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の宇土市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)第34条第3項(新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の宇土市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第32条第3項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の宇土市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防支援等基準」という。)第22条第3項(新指定介護予防支援等基準第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の宇土市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等基準」という。)第24条第3項(新指定居宅介護支援等基準第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第106条の2（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）等の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第10号

宇土市養護老人ホーム芝光苑解体基金条例について

宇土市養護老人ホーム芝光苑解体基金条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市養護老人ホーム芝光苑解体基金条例

(設置)

第1条 宇土市養護老人ホーム芝光苑の解体及び撤去に要する経費の財源に充てるため、宇土市養護老人ホーム芝光苑解体基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金に積み立てる額は、毎年度予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、宇土市養護老人ホーム芝光苑の解体及び撤去に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

宇土市養護老人ホーム芝光苑の解体及び撤去に要する経費の財源を確保するため、基金条例を制定する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 1 1 号

宇土市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

宇土市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和 5 7 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項第 5 号中「第 1 0 条第 1 項」の次に「又は第 1 0 条の 2」を加え、「(父又は母)」を「(それぞれ父又は母)」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 1 3 年法律第 3 1 号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第12号

宇土市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について

宇土市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

宇土市子ども・子育て会議設置条例（平成25年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第65号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第1号中「子ども・子育て支援法第77条第1項各号」を「法第72条第1項各号」に改める。

第6条第1項中「この条において」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 13 号

宇土市漁港管理条例の一部を改正する条例について

宇土市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 28 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市漁港管理条例の一部を改正する条例

宇土市漁港管理条例（昭和 50 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第 17 条第 1 項中「又は」を「若しくは」に改め、「受けた者」の次に「又は法第 43 条第 4 項に規定する認定計画実施者（法第 44 条第 1 項に規定する認定計画において法第 42 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第 50 条第 1 項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、同項ただし書中「同条」を「法第 39 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第14号

宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について

宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例

宇土市企業立地特別奨励金条例（平成20年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の拡大」を削る。

第2条第5号を削り、同条第4号中「取得」を「取得又は賃借」に、「又は増設」を「増設又は移設」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 移設 市内に既存の施設等を有する者が、事業拡大を図る目的で新たに固定資産を取得し、既存の施設等を市内の別の場所に移転し、開設することをいう。

第2条第6号中「又は増設」を「増設又は移設」に、「家屋及び償却資産」を「固定資産」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、車両、船舶、運搬具及び法定耐用年数が10年未満の償却資産の取得価格を除く。

第2条第7号中「又は増設」を「増設又は移設」に改める。

第3条中「又は増設」を「増設又は移設」に、「すべてに」を「いずれにも」に改め、同条第1号中「5,000m²」を「2,000m²」に、「取得」を「取得又は賃借」に改め、「市の土地利用計画に適合するもので」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、施設指定申請時において、市内で10年以上の操業実績があり、かつ、その操業施設の敷地面積（課税地目が宅地であるものに限る。）が、5,000m²以上の場合、要件を満たすものとする。

第3条第3号を削り、同条第4号中「施設等の建設及び操業において、」を削り、同号を同条第3号とする。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 設備投資促進奨励金 次に掲げる額

ア 投下固定資産総額が3億円以上10億円未満の場合 1億円

イ 投下固定資産総額が10億円以上20億円未満の場合 2億円

ウ 投下固定資産総額が20億円以上の場合 3億円

第4条第2号中「給水加入金交付金」を「給水加入奨励金」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 賃借奨励金 操業開始日の属する月から起算して36月を経過するまでの期間に要した用地の賃借経費（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く。）の2分の

1に相当する額（月額20万円を上限とする。）。ただし、資本関係のある関係会社又は3親等以内の親族が所有する用地を賃借する場合は、対象としない。

第4条に次の1項を加える。

2 前項第1号から第3号までの奨励金の交付は、1事業者（第8条の承継者を含む。）につき、新設時1回、増設又は移設時1回の計2回を限度とする。

第6条中「継続的な使用」を「操業」に改める。

第7条第1号中「又は増設」を「増設又は移設」に改め、同条第2号中「労務の充足、輸送施設」を「周辺設備」に、「又は増設」を「増設又は移設」に改める。

第9条の見出し中「取り消し」を「取消し」に改め、同条中「かつ奨励金及び交付金」を「奨励金の交付を取り消し、又は奨励金」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 指定の日後3年以内に第3条第1項の指定を受けた対象施設等の操業を開始しないとき。

第9条第4号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第7号とし、同条第3号を同条第6号とし、同条第2号の次に次の3号を加える。

(3) 対象施設等とその操業を開始した日から起算して10年以内に休止し、又は廃止したとき。

(4) 対象施設等を当該指定に係る対象業種等以外の用途に供したとき。

(5) 市税を滞納したとき。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

企業優遇制度の適用範囲を拡大し、市の企業振興・企業誘致を促進させるため条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第15号

宇土市営住宅条例及び宇土市営単独住宅条例の一部を改正する条例について

宇土市営住宅条例及び宇土市営単独住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市営住宅条例及び宇土市営単独住宅条例の一部を改正する条例
(宇土市営住宅条例の一部改正)

第1条 宇土市営住宅条例(平成9年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「第28条の2において」の次に「これらの規定を」を加える。

(宇土市営単独住宅条例の一部改正)

第2条 宇土市営単独住宅条例(平成30年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「第28条の2において」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第16号

宇土市下水道条例等の一部を改正する条例について

宇土市下水道条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市下水道条例等の一部を改正する条例

(宇土市下水道条例の一部改正)

第1条 宇土市下水道条例(昭和54年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号、第5条第1項、第6条第3項、第7条、第10条ただし書、第11条第1項ただし書、第13条第1項、第14条第1項及び第2項、第19条第3号及び第5号、第20条第1号、第21条第2号、第23条第6号、第24条第2項、第27条第1項及び第3項、第34条の見出し並びに同条中「規則」を「規程」に改める。

(宇土都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第2条 宇土都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和54年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第11条中「規則」を「規程」に改める。

(宇土市下水道事業受益者分担に関する条例の一部改正)

第3条 宇土市下水道事業受益者分担に関する条例(平成9年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第11条中「規則」を「規程」に改める。

(宇土市水道事業給水条例の一部改正)

第4条 宇土市水道事業給水条例(平成10年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第46条中「規則」を「規程」に改める。

(宇土市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第5条 宇土市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第6条中「規則」を「規程」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に基づき、同法の適用を受ける規則を企業管理規程に改めるため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 17 号

宇土市水道事業給水条例及び宇土市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市水道事業給水条例及び宇土市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 28 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市水道事業給水条例及び宇土市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(宇土市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 宇土市水道事業給水条例（平成 10 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項及び第 39 条第 2 項ただし書中「厚生省令」を「国土交通省令」に改める。

第 47 条第 1 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(宇土市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 宇土市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 24 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第18号

宇土市上下水道事業運営審議会条例について

宇土市上下水道事業運営審議会条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市上下水道事業運営審議会条例
(設置)

第1条 本市の水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の適正かつ健全な運営を図るため、宇土市上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、市長に答申する。

- (1) 上下水道事業の運営に関すること。
- (2) 水道料金に関すること。
- (3) 下水道使用料に関すること。
- (4) 下水道受益者負担金及び分担金に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、上下水道事業の運営に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 水道使用者
- (3) 下水道使用者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、最初に行われる審議会の招集は、市長が行う。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設部上下水道課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

」を

「

」に

改める。

提案理由

上下水道事業の適正かつ健全な運営を図ることを目的に、上下水道事業の運営等について調査審議する機関を設けるため、条例を制定する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第19号

宇土市民グラウンドの設置等に関する条例等の一部を改正する条例について

宇土市民グラウンドの設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市民グラウンドの設置等に関する条例等の一部を改正する条例
(宇土市民グラウンドの設置等に関する条例の一部改正)

第1条 宇土市民グラウンドの設置等に関する条例(昭和49年条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第5条関係)

区分	種別	使用料		備考
市内居住者 及び市内事 業所等	グラウンド使用料	無料		
	夜間照明使用料	1時間につき1,700円 高校生以下の者が使用する場合は半額		
市外居住者 及び市外事 業所等	グラウンド使用料	半面	1時間につき430円	
		全面	1時間につき860円	
	夜間照明使用料	1時間につき2,540円		

備考

- 1 使用者の過半数が市外居住者及び市外事業所等の場合、区分は市外居住者及び市外事業所等とする。
- 2 高校生以下の者及び一般の者が共同で使用する場合、使用料は一般の者が使用する場合の額とする。ただし、一般の者が指導者又は大会役員の場合を除く。

(宇土市都市公園条例の一部改正)

第2条 宇土市都市公園条例(昭和51年条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表運動公園施設使用料金表(1)グラウンドの表を次のように改める。

(1) グラウンド

(単位:円)

区分	1時間あたり使用料		
	グラウンド	夜間照明設備	
全面使用(陸 上競技、サッ カー等)	市内居住者	410	3,540 高校生以下の者が使用する場合は半額
	市外居住者	830	5,330
	市内居住者	200	1,770

片面使用（ソ フトボール、 野球等）	市外居住者	410	高校生以下の者が使用する場合は半額 2,660
--------------------------	-------	-----	----------------------------

1時間未満は、1時間とする。
 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
 使用者の過半数が市外居住者の場合、区分は市外居住者とする。
 高校生以下の者及び一般の者が共同で使用する場合、使用料は一般の者が使用する
 場合の額とする。ただし、一般の者が指導者又は大会役員の場合を除く。

別表運動公園施設使用料金表(2)テニスコートの表中「ナイター」を「夜間照明」に、

「

1時間未満は、1時間とする。

 」を

「

1時間未満は、1時間とする。 高校生以下の者及び一般の者が共同で使用する場合、区分は一般とする。ただ し、一般の者が指導者又は大会役員の場合を除く。 使用者の過半数が市外居住者の場合、区分は市外居住者とする。

 」に

改める。

(宇土市農村運動広場施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 宇土市農村運動広場施設等の設置及び管理に関する条例（昭和54年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第5条中「使用者は、次に」を「運動広場を利用しようとする者は、別表第2に」に改め、同条の表を削る。

別表中

「

名称
網田地区農村運動広場施設
緑川地区農村運動広場施設
轟地区農村運動広場施設
つつじヶ丘農村公園広場施設
七曲池農村公園広場施設
堀迫農村公園広場施設
上ノ割農村公園広場施設

 」を

「

区分	名称
運動広場	網田地区農村運動広場施設

 」

	緑川地区農村運動広場施設
	轟地区農村運動広場施設
公園広場	つつじヶ丘農村公園広場施設
	七曲池農村公園広場施設
	堀迫農村公園広場施設
	上ノ割農村公園広場施設

」に改め、同表を別表

第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第5条関係）

区分	使用料（1時間につき）	夜間照明使用料（1時間につき）
市内居住者	無料	1,700円 高校生以下の者が使用する場合は半額
市外居住者	430円	2,540円

備考

- 1 使用者の過半数が市外居住者の場合、区分は市外居住者とする。
- 2 高校生以下の者及び一般の者が共同で使用する場合、使用料は一般の者が使用する場合の額とする。ただし、一般の者が指導者又は大会役員の場合を除く。

（宇土市立学校体育施設の使用に関する条例の一部改正）

第4条 宇土市立学校体育施設の使用に関する条例（昭和55年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

施設名	使用できる時間	使用料
体育館	8:00～22:00	1面当たり1時間210円
屋外運動場		無料
プール	8:00～17:00	

」を

「

施設名	使用できる時間	使用料
体育館	8:00～22:00	1時間につき210円
屋外運動場	8:00～22:00	無料
屋外夜間照明設備	17:00～22:00	1時間につき1,700円 高校生以下の者が使用する場合は半額
プール	8:00～17:00	無料

」に改め、同

表の備考を次のように改める。

備考

- 1 高校生以下の者及び一般の者が共同で使用する場合、使用料は一般の者が使用する場合の額とする。ただし、一般の者が指導者又は大会役員の場合を除く。
- 2 鶴城中学校第2グラウンドに係るものを使用できる者は、市内居住者に限るものとする。

(宇土市スポーツセンター条例の一部改正)

第5条 宇土市スポーツセンター条例（平成15年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表宇土市スポーツセンター使用料1 総合グラウンド使用料（市内居住者）の表中

「

ナイター設備	1時間につき1,700 (1時間未満は1時間として計算する。)
--------	------------------------------------

」を

「

夜間照明設備	1時間につき1,700 高校生以下の者が使用する場合は半額
1時間未満の場合は、1時間とする。 高校生以下の者及び一般の者が共同で使用する場合、使用料は一般の者が使用する場合の額とする。ただし、一般の者が指導者又は大会役員の場合を除く。	

」に改め、同表

宇土市スポーツセンター使用料2 総合グラウンド使用料（市外居住者）中「ナイター」を「夜間照明」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に使用する施設等の使用料について適用する。

提案理由

市内に居住する高校生以下の者が夜間照明設備を使用する際の使用料を見直し、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 20 号

宇土市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を廃止する。

令和 6 年 2 月 28 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
別冊市道路線廃止調書による。				

提案理由

市道の路線を廃止するには、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 21 号

宇土市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を認定する。

令和 6 年 2 月 28 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
別冊市道路線認定調書による。				

提案理由

市道の路線を認定するには、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 2 2 号

令和 5 年度宇土市一般会計補正予算（第 8 号）について

令和 5 年度宇土市一般会計補正予算（第 8 号）を別冊のとおり定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 2 3 号

令和 5 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について

令和 5 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 24 号

令和 5 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について

令和 5 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり定める。

令和 6 年 2 月 28 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 25 号

令和 5 年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 5 年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定める。

令和 6 年 2 月 28 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 26 号

令和 5 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 5 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定める。

令和 6 年 2 月 28 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 27 号

令和 5 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 5 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定める。

令和 6 年 2 月 28 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 28 号

令和 5 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 3 号）について

令和 5 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定める。

令和 6 年 2 月 28 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 29 号

令和 5 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）について

令和 5 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり定める。

令和 6 年 2 月 28 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第30号

令和6年度宇土市一般会計予算について

令和6年度宇土市一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第31号

令和6年度宇土市国民健康保険特別会計予算について

令和6年度宇土市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第32号

令和6年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について

令和6年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第33号

令和6年度宇土市介護保険特別会計予算について

令和6年度宇土市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第34号

令和6年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について

令和6年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第35号

令和6年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について

令和6年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第36号

令和6年度宇土市水道事業会計予算について

令和6年度宇土市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第37号

令和6年度宇土市下水道事業会計予算について

令和6年度宇土市下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。